

諮問番号：平成 29 年度（収）諮問第 1 号

答申番号：平成 29 年度答申第 2 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

審査請求人が平成 29 年 6 月 19 日に提起した処分庁による差押処分に対する審査請求は棄却すべきとの審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

（1）審査請求の趣旨

給料の支払請求権の差押に関する処分の取消し及び市県民税と国民健康保険税の減免の適用を求める。

（2）審査請求の理由

平成 27 年 8 月までは市県民税と国民健康保険税の未納分を毎月 3 万円支払っていたが、病気を理由に退職し収入が大幅に減ったため、支払いが滞っている。

電話連絡をして返済の意思を示していたにもかかわらず、納税相談に来庁することができなかったことを理由に少額の滞納額で差し押えられたことについて不服がある。

転職して以前より収入が大幅に減ったため、市県民税と国民健康保険税の減免が適用されるため、本件処分の取消しを求める。

第 3 処分庁の弁明の要旨

（1）弁明の趣旨

本件審査請求の棄却を求める。

（2）弁明の理由

ア 収納課

（ア）平成 27 年 8 月までの納付額は 2 万円である。

（イ）平成 27 年 10 月 1 日に離職したことは同月 22 日に本人から聞いている。

（経過記録カード 交渉年月日 H27. 10. 22 参照）

（ウ）平成 28 年 10 月 19 日に納税相談をして分納額を変更（12 月まで 40,000 円・1 月から 72,000 円）したが、納付期限までに納付されず、平成 29 年 1 月 11 日の納付書の再送依頼に応じるも、納付期限までに納付された金額は 500 円のみだった。

（エ）平成 29 年 2 月 27 日に分納額の納付がないことを伝え、差押えを宣告した。

（オ）平成 29 年 3 月 29 日に地方税法第 331 条第 1 項第 1 号（市町村民税に係る滞納処分）及び同法 728 条第 1 項第 1 号（水利地益税等に係る滞納処分）の規定により、審査請求人の財産（給料の支払請求権）を差し押さえた。

イ 税務課

(ア) 市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに申請書に減免を受けようとする事由等を添付して、市長に提出しなければならない（西尾市市税条例第 51 条第 2 項）とされているところ、審査請求人からは、納期限までに申請がなかった。

(イ) 仮に申請があったとしても、審査請求人の所得状況では、西尾市個人市民税減免事務取扱要領第 2 条第 2 項の規定に該当しないため、減免は適用されない。

ウ 保険年金課

(ア) 国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに申請書に減免を受けようとする理由等を添付して、市長に提出しなければならない（西尾市国民健康保険税条例第 26 条第 2 項）とされているところ、審査請求人からは、納期限までに申請がなかった。

(イ) 仮に申請があったとしても、西尾市市国民健康保険税条例施行規則第 5 条第 1 項第 2 号の減免の適用は、市民税が減免されなければ適用されない。

第 4 審理員意見書の要旨

(1) 意見書の趣旨

本件審査請求には理由がないから棄却するのが相当である。

(2) 意見書の理由

滞納市税の分割納付の申し出により毎月納付書を送付していたが、納付がないため、地方税法第 331 条第 1 項第 1 号及び同法 728 条第 1 項第 1 号の規定により、給料の支払請求権を差押えたものである。

市民税及び国民健康保険税の減免については各条例に規定があり納期限までに申請が必要であるが、審査請求人から納期限までに申請がないため、減免の適用はない。

納期限内に減免の申請がされた場合についても審査請求人の所得状況では、減免の適用はない。

第 5 審査庁の諮問に係る判断の要旨

本審査請求は審理員意見書に記載のとおり棄却すべきである。

第 6 調査審議の経過

本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

平成 30 年 1 月 18 日 諮問書の受理

平成 30 年 1 月 24 日 第 1 回調査審議

平成 30 年 2 月 21 日 第 2 回調査審議

第7 審査会の判断

(1) 判断の理由

ア 給料の支払請求権の差押え

市民税及び国民健康保険税を納期限までに完納しない場合は、地方税法第329条第1項（市町村民税）及び同法第726条第1項（国民健康保険税（水利地益税等））の規定に基づき、各税の納期限後20日以内に督促状を発し、督促状を発して10日を経過した日までに完納しない場合は、同法第331条第1項及び同法第728条第1項による財産の差押えをすることになるが、審査請求人との分納誓約により、財産の差押えを留保していた。

審査請求人との分納誓約により督促状を発した後6月を超える徴収金については、地方税法第331条第6項及び同法第728条第7項の規定により準用する国税徴収法に規定する滞納処分の例により国税徴収法基本通達（第47条関係 差押えの要件18）に基づき、催告書を発している。

審査請求人が平成27年10月1日に離職をしたことを考慮した分納額の減額や度重なる納付書の送付依頼に応じる姿勢等から処分庁の徴収事務に対する努力がうかがえる。

分納が不履行になれば給与差押えをする旨を平成28年5月2日、7月11日、10月19日に審査請求人に通告し、平成29年2月27日が最後通告となった。

給料の支払請求権の差押額については、第三債務者からの申出により第三債務者が算定しているが、地方税法第331条第6項及び同法第728条第7項の規定により準用する国税徴収法に規定する滞納処分の例により同法第76条の給与の差押禁止を控除した額を差押えるように指導をしている。

以上の処分庁の手續について、違法又は不当な点は認められない。

イ 減免の適用

西尾市市税条例第51条及び西尾市国民健康保険税条例第26条の規定により、各税の減免を受けようとする者は、納期限までに申請書に減免を受けようとする理由等を添付して、市長に提出しなければならないが、審査請求人は納期限までに各税の減免申請書を提出していない。

離職時点の審査請求人の所得状況では、西尾市個人市民税減免事務取扱要領第1条及び西尾市国民健康保険税条例施行規則第5条に該当しない。

以上の処分庁の不作为について、違法又は不当な点は認められない。

(2) 付言

結論に影響するものではないが、審査請求人の毎月3万円納付していたとする審査請求の理由に対する弁明は、審理手續の中で、納付記録などの根拠を示すように努めるべきであったと思われる。

地方税法第331条第1項及び同法第728条第1項によれば、督促状を発して10日を経過した日までに完納しない場合は財産の差押えをすることになるが、差押えの留保などの基準が示されておらず、いかなる行動をとれば差押えを回避で

きるのかについて、納税者に理解させるための一層の努力を求めたい。

国税徴収法による差押と民事執行法による差押の違いや差押額の計算方法等を事前に周知するなど、納税者に理解させるための一層の努力を求めたい。

審査請求人の収入が年々減少しているにもかかわらず分納額は増加しているため、支払い可能な分納計画を策定するよう努められたい。

(3) まとめ

以上によれば、本件処分が違法又は不当であるとはいえず、審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」記載のとおり答申する。

西尾市行政不服審査会

会 長 三 浦 眞 澄

委 員 伊 澤 光 二

委 員 坂 田 吉 郎